

都留文科大学電子紀要の著作権について

都留文科大学電子紀要のすべては著作権法及び国際条約によって保護されています。

著作権者

- 「都留文科大学研究紀要」は都留文科大学が発行した論文集です。
- 論文の著作権は各論文の著者が保有します。
- 紀要本文に関して附属図書館は何ら著作権をもっておりません。

論文の引用について

- 論文を引用するときは、著作権法に基づく引用の目的・形式で行ってください。

著作権、その他詳細のお問い合わせは

都留文科大学附属図書館
住所: 402山梨県都留市田原三丁目8番1号
電話: 0554-43-4341(代)
FAX: 0554-43-9844
E-Mail: library@tsuru.ac.jp

までお願いします。

[電子紀要トップへ](#)

配流の親王と甲州

後陽成天皇八宮良純法親王

A Prince into Exile :
Emperor Goyozei Hachinomiya Ryojun

大内 瑞 恵

OUCHI Mizue

一 知恩院と徳川家康

浄土宗の総本山知恩院は、法然が草庵を結び入寂した地に、弟子の源智が文暦元年（一二三四）に知恩院大谷寺を創建したことに始まる。応仁の乱により京の都はその大部分が焦土となったが、知恩院もまた壊滅的な打撃を受ける。

時代は遙かに下り、天正年間に至り織田信長・豊臣秀吉による増地加祿などで復興・拡張をされるが、現在知恩院に残る建造物・宝物の大部分は江戸時代のものという。

さて徳川家康は、知恩院を永代菩提所と定め、寺域の拡張、伽藍の造営など、厚い庇護を与えた。『知恩院史』では「後陽成天皇の慶長初年（一五九六）より明正天皇の寛永末年（一六四三）に至る

まで」の約五十年間を恢弘期と呼んでいる。この恢弘期は、知恩院僧正第二十九世尊照満普から第三十二世雄普豊巖住持に到る期間にあたる。

ところで、この恢弘期のはじめ、徳川家康により、知恩院に宮門跡を開創することが奏上される。そこで初代知恩院宮として入室することになるのが、後陽成天皇八宮直輔、すなわち今問題とする良純法親王なのである。

二 近世初期の宮門跡

これまで良純法親王が知恩院に入るまでのことを概観してきた。ここに至るまでの基本的なことをまずは確認しておきたい。

慶長八年（一六〇三）、徳川幕府は京都知恩院を造営する。他方、同年十二月十七日には後陽成天皇に第八皇子が誕生する。皇子の母は典侍の庭田具子。皇子は八宮と称されることになる。

慶長九年（一六〇四）四月 十八日 八宮御宮参。

十一月二十六日 八宮御髪置の儀

慶長十年（一六〇五）七月 二十九日 家康、知恩院参詣。

慶長十二年（一六〇七）十一月 十一日 八宮深曾木の儀

十一月二十七日 八宮、知恩院入室

（『御湯殿上日記』）。

慶長十六年（一六一一）四月 十二日 後水尾天皇（三宮）即位。

四月 十七日 家康、知恩院参詣。

慶長九年から十六年までの間の八宮の事項と知恩院に関わる事項を列記してみた。『知恩院史』によれば、慶長十二年、徳川家康の奏上により、八宮の知恩院門跡が決まったという。その後、三宮（慶長元年へ一五九六）生。母近衛前子（の即位のため上京した家康は、関東へ帰る前に、知恩院に詣でる。知恩院門跡としての八宮の人生が展開し始めるのは、慶長十九年からである。

慶長十九年（一六一四）九月 二十二日 皇弟八宮「直輔」

親王宣下。

十二月二十九日 八宮、家康と対面

大坂冬の陣の折、二条城の家康の許へ伝奏権大納言広橋兼勝、三条西実条が訪れる。『駿府記』によれば、「禁中儀式等七ヶ条を家康に示し、家康は「其古今の異同を考覈して奉答せん」と答えたという。そして、この日、「知恩院良純親王等、家康に見ゆ」という。以後、以下のように事情は推移していく。

慶長二十年（一六一五）六月二十八日 家康、八宮を猶子と

為す。

七月 十三日 元和と改元。

元和元年 七月二十四日 家康、浄土宗諸法度を制定。

元和二年（一六一六）四月 十七日 家康、死去。

元和三年（一六一七）八月二十六日 後陽成院薨去。

後陽成天皇の皇子でありながら、徳川家康の猶子という、極めて特殊な立場に八宮は置かれてしまう。ここから、代々の知恩院宮は徳川將軍の猶子となることが慣例となる。

元和四年（一六一八）六月二十八日 秀忠、改めて浄土宗諸法度を知恩院に下す。

元和五年（一六一九）九月 十七日 八宮、知恩院に於いて得度。法諱、良純。二品に叙せらる。

戒師は知恩院二十九

世滿嘗尊照。

幕府門料千四十五石

余を附す。

元和 六年（一六二〇）

十月二十一日 良純法親王改衣。

六月 十八日 徳川和子入内。

六月 二十五日 知恩院僧正尊照滿嘗

寂す。

七月二十九日 從三位前權中納言庭

田重定薨す。

元和五年、いよいよ正式に八宮は出家となった。良純法親王である。しかし、戒師であり、知恩院住持の尊照は、得度の翌年には亡くなってしまう。また、母方の伯父（庭田具子の兄）も亡くなってしまう。時に良純法親王は十七歳（数え）であった。残る近親はというと兄弟であるが、後陽成天皇の皇子たちはそのほとんどが、出家し、法親王となっている。以下、その一族の具体を示してみる。

後陽成天皇皇子 覺深法親王 仁和寺

承快法親王 仁和寺→梶井宮

後水尾天皇（三宮）

近衛信尋

尊性法親王 大覺寺（五宮）

堯然法親王 妙法院（六宮）

好仁親王 高松殿（七宮）

良純法親王 知恩院（八宮）

一条昭良（九宮）

尊覺法親王 一乘院（十宮）

道晃法親王 聖護院・照高院（吉宮）

道周法親王 照高院（足宮）

慈胤法親王 梶井宮・天台座主（清宮）

元和三年、家康は日光山に東照大権現として祀られた。そこで、法親王たちは足しげく、関東へ下向するようになった。勅使や公卿達だけではなく、法親王も日光へ通い、法要に参会する。まして、徳川家康の猶子である知恩院門跡は熱心に通つこととなる。

寛永二年（一六二五）五月 知恩院門跡良純法親王関東下向。

寛永三年（一六二六）九月 後水尾天皇二条城行幸。法親王達

も二条城へ。

寛永四年（一六二七）九月 知恩院門跡良純法親王関東下向。

寛永五年（一六二八）五月 日光にて東照大権現十三回忌。

知恩院門跡良純法親王、日光山御

神会にて上香。

特に、寛永五年の東照大権現十三回忌・寛永九年の第十七回忌は賑々しく行われた。寛永九年の場合、一月二十四日に徳川秀忠が死去したため、日光に参詣するが、家光は喪に服し参宮できなかった。家光の江戸帰着後、「門跡、公卿」たちが日光へ参着する。良純法親王ももちろん、登山している。

寺院から、超越した立場であった法親王は、幕藩体制の確立以後、その立場を幕府に保証される身となったわけである。

三 配流

一見すると平凡な時間が経過していくように見えるが、時代は大きく変動していった。『大猷院殿御実記』寛永二十年十二月の条には、次の記述がみえる。

此とし知恩院門主良純親王近年放蕩の所行あるにより、罪蒙りて甲州天目山に左遷せらる。年は四十なりとぞ。

『知恩院史』「賢普大僧正任官記」によると良純法親王の配流は寛永二十年（一六四三）十一月十日という。約一カ月後、良純法親王はもはや甲斐の人になっている。

甲斐の方では、谷村藩を支配する秋元家が、急な要人警護のために苦心惨憺することになる。後陽成天皇第八皇子・二品宮すなわち知恩院門跡良純法親王を預かることとなったからである。それも、配流という処置によって。どのように扱い申し上げるべきか、万が一なにかあつては大変と考えるのは受け入れ側の発想として、当然のことであろう。

当時の藩主は、秋元越中守高朝であった。父の泰朝は家康に仕え、駿府御側用人、江戸御小姓組御書院番頭などを経て、寛永十年（一六三三）甲斐国都留郡谷村に転封、寛永十九年に没している。高朝は父の死により、家を継いだばかりであった。寛永二十年当時、高朝は数えで三十四歳。

配流という措置についても、考慮しておかねばならない。近い時

期に甲州に配流された人物としては、有馬晴信や駿河大納言忠長卿がいた。

慶長十七年（一六一二）三月二十二日、キリシタン大名として知られた有馬晴信は甲斐国郡内に配流されて、同年四月二十八日自殺。

寛永八年（一六三一）四月二十九日には、かの有名な家光の弟・忠長が病氣療養を理由に甲州へ蟄居させられる。家司の鳥居浪路守成伸の所領が甲州谷村であったため、その保護下に置くに便利であったためである。しかし、その行いが改まらないため、翌寛永九年十月二十日、忠長は上州高崎へ幽閉。そこで自刃。ために、忠長の家臣はみな、配流・蟄居・追放となってしまう。

近い時期にこれだけの大事件があつた。法親王を預かることになった秋元家は、家司ではないのだが、大事件にまきこまれたことになる。

さて、良純法親王の配流先については、『徳川実紀』を初めとして、その資料の殆どが「甲州天目山に配流」としている。『甲斐国史』ではこの天目山を、武田信満・武田勝頼・有馬晴信自害の地として、「三人まで人主没命の地」と表現している。不吉だからという理由からではなからうが、結果的に、良純法親王は甲州郡内の天目山ではなく、国中地域に滞在することになる。

『甲斐国史』によれば、甲府近郊の湯村に、良純法親王「御仮屋跡」があり、「今天神ヲ祀ル」と伝えている。この最初の仮屋は寒風がひどいために、親王の希望により興因寺へ移ったという。

そこで、秋元家では非常に苦心して、興因寺を警固した。その様子は『秋元家館林藩史料』からも読み取ることができる。

一 筆令申候我等事近々江戸へ参候。

一 興因寺二足輕兩人昼夜共二付置盜之用心能々可被仕候。近所

二 何方成トモ可然所々カリノ番屋ヲコシラヘテ夜八其番ヤ

二 足輕付置可被申候。自然御門跡御機遣^{ヨミ}二思召義モ可有之

候間、少モ御機遣無之様二盜之用心二足輕付置申通可被申候。同八番屋ト見ヘ不申候様二可被仕候。

一 御門跡ヘ内々御理リ申置候而、自然盜已下万事二心ヲソヘ申

様二可被仕候。跡々ヨリモ鑄良弥念ノ入候義、肝要二候。

御門跡少モ御機遣無之様二可被仕候。

一 其元之左右毎日無油断、谷村迄可被申越候。謹言

十二月廿一日

越中

花押

関口助兵衛 殿

安中五郎兵衛殿

秋元越中守富朝の書状の写しであるが、これによると、自分達は近いうちに、江戸へ行く。興因寺を足輕二名に昼夜警固させ、盗人などに、気を付けるようにという。また近所に番屋を作り、夜間はその番屋に足輕二名を配置させよとのことであった。さらに、その番屋は法親王が氣遣うことのないように、一見、番屋とは見えないようにせよと指示する。くれぐれも、油断のないように、なにかあれば、谷村まで連絡するようにとの指示も忘れていない。

一 昨廿一日の書付、同晩參申候事。

一 兩宮勤兵衛殿より被遣候状届之候間、御報申入候間差越可被

申候事。

一 御門跡御機嫌よく候之由、目出度候。

(中略)

一 昨朝申遣候ごとく盗人用心のために候間、御門跡御宿之近所

二 足輕一兩人日暮れしのび番いたさせ可被申、かならず油断被成まじく候。以上

極月廿二日 越中

花押

関口助兵衛 殿

安中五郎兵衛殿

この書状に明らかな如く、法親王がご機嫌よくお過ごしならばよいが、さらに油断のないようにと念を押している。

また、明けて、寛永二十一年一月二十八日に

一 筆申候。御もんぜき御機嫌よく候由、毎度申こし被申候。ぬ

す人百事ゆだん被申間敷候。恐惶謹言

正月廿八日 越中

花押

安中五郎兵衛殿

関口助兵衛 殿

石井茂兵衛 殿

と、重ねて念を押している。越中守富朝の、神経質なほどの気配りが見える。

ところが、この事態に困惑している人物が他にもいた。ほかでもない、当の興因寺の住持である。『後陽成院八ノ宮様 御由緒』に興因寺の住持の覚書が記されている。

- 一 寛永廿癸未年十二月下旬 後陽成院様之皇子八ノ宮様 當國湯之嶋江御配流迎御下向。秋本越中守殿宮様御宿坊に從御公儀様被仰付旨御断候。諸事之肝煎に付御代官也。本堂於御座之間二被成ル故、愚僧者衆寮工引籠居住入。禁裏与越中守殿之役人大勢入籠御守護服穢御忌門番殿敷、猥出入難成。依而八百餘檀那皆離散。

本堂を法親王の御座の間にするため、興因寺の僧は衆寮に引き籠もって生活することになってしまった。その上、警固の役人がやたらと出入りするために、村の人々が入りしづらくなってしまい、檀家が皆離れてしまった。秋元富朝の気配りは、寺にとつて存亡の危機をもたらすことになってしまう。

これでは、ありがたくも迷惑なことである。この寺の御本尊は釈迦如来であるが、その他に、開山隨身の白狐を狐王大明神として、お祭りするような、庶民信仰の生きていた寺でもあった。

そこで興因寺住持は天正以来の、寺の由緒書などを詳しく記し、懸命に寺の窮乏を訴え続けた。その甲斐あって、慶安二年（一六四九）になって將軍家より黄金を拝領することができたようである。その際、秋元越中守富朝からは、小田原往還のための馬まで下賜されている。

- 一 権現様本寺領之御判物者寺爲住役賜之是於以勤番專住役當此時宮様當寺御宿坊故檀那皆離散。仍テ貧地与成 住要如件。御公方様より御朱印二枚被下置、廣太之御公恩雖謝其要如斯因茲天正以来所謂御由緒祥記直勤三郎殿江願之意趣別二有之。
- 一 慶安己丑年御公方様より黄金拝領而住役勤之。且小田原江往来御傳馬下賜秋本越中守殿承之。
- 慶安四年八月中旬當寺十五代梵九叟輪番畢。而記之。ようやく興因寺住持も安堵することができたようである。

四 良純法親王の配流をめぐる問題

良純法親王の配流の理由には、以下のとき諸説がある。

- 門跡の名譽だけではなく、知恩院の寺務職の執行を望んだため。
 - 朝権の回復を論じ、幕府の忌諱に触れたため。
 - 同様に、朝廷の忌諱に触れたため。
 - 酒色の乱行のため。
- しかし、この配流の親王については、他にもいろいろの逸話が流布している。管見の範囲で、興味深いものを以下に列挙しておきたい。
- 一 遊女八千代と馴染み、板倉所司代により配流となる。
 - 二 遊女吉野を始めとする数人の遊女と馴染み、和歌が、京の人々の噂となる。これを天皇が怒って、配流とする。
 - 三 配流の際の「なけばきくきは都のなつかしき此里すぎよ

山ほととぎす」の歌によって、甲州ではほととぎすが鳴かないという。

四 配流の際の「ふるゆきもこの山里はこゝろせよ竹の園生のすゑたわむ世に」の歌によって、天皇の怒りがとけ、帰洛が許されたとする。

時代は下るが、『羈旅漫録』の逸話もまたとどめおくべきである。

『羈旅漫録』

〔四十〕 遊女八千代が噂 是より京の話をする。

八の宮は、遊女八千代にふかく契りたまへり。日夜をかざらず放蕩その度に過ぎたれば、その頃の所司代板倉侯、屢諫言すといへども、もちひたまはず。板倉止むことを得ず、若干金を以て八千代を身うけし、これを八の宮に獻じ、しかして後八の宮を配流せらる。則ち八千代もともに配所に至らしむ。こゝをもて八千代が名、よし野より高し。橋本肥後守經亮話

追考、甲州一國は夏ほととぎす啼す。かの國の人の説に、八の宮甲州にましましけるといふ。

なけばきくきは都のなつかしき此里すぎよ山ほととぎすこれより杜鵑なかずといふ。家兄羅文の話 程へて八の宮歸洛したまひぬ。

頭注には次のように説明されている。

直輔親王は、後陽成帝第八ノ皇子、幼くして智恩院に入らせたまひ、元和元年、徳川家康猶子として、同き五年剃髮

名を良純と改め給ふ。寛永廿年、甲州天目山に配流せられしとき、「ふるゆきもこの山里はこゝろせよ竹の園生のすゑたわむ世に」。万治二年歸洛し給ひ、歸俗して以心庵と號し、北野に住わび給ひ、寛文九年八月御年六十六にして、薨じ給ふ。

良純法親王にまつわる和歌の話は、『甲斐国史』に報せられている。

『甲斐国志』卷之四十五 古蹟部第八

親王初メ御不行跡ニテ鳥原ノ遊女三芳野ニ馴致シ玉ヒ、彼女死ケル時和歌ヲ詠ゼラル。遊女芳野八能筆ノ聞アリ。都をば花なき里となしにけり

よし野を死出の山に移して

甲斐の内侍に御名たちて甲州へ

遷らせ玉ふとて

行とても住憂からじな東方

きみが名におふ甲斐の山里

一説に阿海と云女に御名立ちければ

京童の歌に

八の宮おうみに契り深きゆゑ

其行先もかひの国なり

愛知川にて 甲州御下りの時

愛知川をわたれと千鳥鳴ぬなり

誰か偽りの名にや立つらん

此歌數聞ニ達シケレバ帝逆鱗アリテ、向後和歌共ニ勅勸ノ由仰

出ラレケルニ由リ、甲州ニテ八御詠歌無カリシト云々。今本州所在ニ親王ノ筆跡ヲ蔵ムル者多シト雖モ、大抵和漢朗詠集等ノ詩歌也。御自詠ト云ヘルモ無ニハ非ザレドモ之ヲ略ス。

『甲斐国志』は、「親王ノ筆跡ヲ蔵ムル者多シト雖モ、大抵和漢朗詠集等ノ詩歌也」というが、実際、詠歌よりも書写した古典籍の方が目立つ。『御由緒』には次の短冊があると記載されているが、その内容は皆『新古今和歌集』である。

短冊拾枚写

おも影のかすめる月ぞやどりける

春やむかしの袖のなみだに(新古今一三三六・俊成女)

御詠遊レテソノ御涙ニクレサセ給フ時、御側ニ(梵九和尚

十五世之僧)有テ色々御取合後生之御物語リ杯致シ御

慰メ申セシ由、寺傳ニ有之。右御染筆之御短冊、今ニ寺ニ

所持ス。

又

世をいとぶよし野み山のよぶこ鳥

ふるきころの程やしるらん(新古今一四七五・法印幸清)

庭の面はまだかはかぬに夕立の

そらさりげなくすめる月哉(新古今二六七・従三位頼政)

ゆく年のおじまの蟹のぬれ衣

重てそでに浪やかくらん(新古今七〇四・有家朝臣)

手もたゆくならずあふぎのをき所

わするばかりに秋風ぞふく(新古今三〇九・相模)

むらさきの雲にもあらで春がすみ

たなびく山のかひはなにぞも(新古今一四四八・円融院)

にほふらむかすみのうちの桜花

思ひやりてもおしき春かな(新古今一〇一六・清原元輔)

秋風の袖に吹まく嶺の雲を

つばさにかけて雁もなくなり(新古今五〇六・家隆朝臣)

さみだれにまやの軒端の雨そよぎ

あまりなるまでぬるゝ袖かな

(新古今一四九二・皇太后宮大夫俊成)

『甲斐国志』がいうごとく、良純法親王筆の『和漢朗詠集』も存在する。

山梨県立図書館甲州文庫蔵『良純法親王 和漢朗詠集』

一軸

十八公宋霜後露一千年色雪中深

われみても久しくなりぬ住よしのきしの姫松いく世へぬらん

個人蔵伝良純法親王筆『詩歌卷(和漢朗詠集)』一巻(二十

六×六九〇程)

『甲斐国史』には、次のような考察も見える。

俚談ニ親王嘗テ懐土ノ御詠歌ニ「嗚ばききけは都の恋しきにこの里過ぎよ山ほととぎす」ト有リテヨリ後、此邊ニテ郭公鳴ク事無シ。今ニ至リ尚爾リト。按ズルニ本州ニ郭公ノ稀ナル事八古令然トス。豈ニ此邊ノミニ限ランヤ。佐渡風土記ニ承久中順徳院上皇此州ニ遷ラセ給ヒ右ノ歌ヲ詠セラレシカバ、其里ニテ郭公鳴力ザリシ由。雑太郡八幡村ニ皇居跡アリ。是ヨリ国府

へ往ク左右ノ濱ヲ越松原ト云フ。元弘中日野中納言資朝卿此ニ到リ往昔ノ事ヲ思ヒ参ラセテ

きく人も今はなき世に郭公

誰を忍びて過るのさと

ト詠ゼシニ郭公鳴ク事如故ナリシトナリ。然レハ親王古歌ヲ吟ジ思ヲ陳ベ玉ヒシナリ。御自詠ニ八非ラス。徂徠、峡中紀行ニ此事ヲ記シテ鳥羽帝隱岐島ノ事ニ似タルヲ疑フト云ヒシハ、暗記ノ失ナリ。

引用の「なげはきくきげは都のなつかしき此里すぎよ山ほととぎす」の歌は、もともと佐渡に伝わる伝承歌であった。佐渡は順徳院・京極為兼・世阿弥といった人々が配流された地であり、そこで伝承された歌が、同じ配流の皇族ということで良純法親王に仮託されて、流布したものと考えられる。

この他にも、良純法親王が甲斐に遭した文学的遺蹟は多い。現在伝わっているものがすべて山梨に関係するものとはいえないが、管見の範囲でいうならば、良純法親王に関わる遺蹟類は多数ある。書写という性質のものも多く、全てを網羅できるものでもないが、任意に列挙してみる。

- 「大日本国帝王紀」一冊 宮内庁書陵部蔵
- 「良純消息」一軸 龍谷大学蔵
- 「和歌詠草」一冊 竜華寺蔵
- 「良純親王和歌」(和漢朗詠集)一軸 山梨県立図書館蔵
- 「良純親王和歌短冊」三枚 山梨県立図書館蔵
- 「八宮書蹟消息」一軸 山梨県立図書館蔵
- 「八宮良純親王色紙」一枚 山梨県立図書館蔵

「良純法親王賛歌仙絵(小野小町)」センチリーミュージアム所蔵

「源氏物語五十四帖」伝良純法親王筆 赤穂市立田淵記念館蔵

「公家衆書巻」一巻 京都古書組合総合目録第十三号(平成十二年十一月)

古筆手鑑(角川書店)古筆手鑑大成)

「良純親王色紙」(金葉集(三奏本)巻一春³) 吉川家蔵手鑑「翰墨帖」

「良純親王短冊」(新統古今集巻十一恋一¹⁰³³) 石川県美術館蔵手鑑

「良純親王短冊」(古今集巻十二恋二¹⁵⁸³) 島根・美保神社蔵手鑑

短冊手鑑『振古仙雅』裏」 「知恩院良純短冊」東京国立博物館蔵

「法華二十八品和歌」 東照権現十三回忌 日光輪王寺蔵

「良恕聞書」に写しあり)

「知恩院良純親王等何人百韻」一巻 『連歌の史的研究』による)

他にも、山梨県立図書館には良純法親王から伝授されたという、次の二点がある。

○「百人一首・詠歌之大概」 写一冊

○「古今和歌集口訣」文化十二年(一一八五)「はつ音圓 真可喜」写

失意の良純法親王をお慰めしたと、『御由緒』で興因寺の梵九隻

は記しているが、甲州では良純法親王から和歌の指導を受けたという人もいた。『甲斐国志』には、次のような条もある。

古府白木町ノ清運寺記ニ堅町二竹内又右衛門入道蓮栖ト云者アリ。ハノ宮ニ近侍シケルニ、萬治二年正月十四日夜夢中ニ句ヲ得タリ。翌朝御前へ上リ申シケレバ御喜悅ノ餘御筆ヲ染メテ蓮栖ニ賜ヒケル

みち廣くなるてふ花のみやこ哉

蓮栖

同月廿七日果シテ御帰洛ノ儀勅免アリシトゾ。此短冊今蔵メテ寺ニ在リ。蓮栖ハ当寺ノ檀那ナリ。前ニ云或記トハ勅免ノ月日異ナリ。孰レ力是ナリヤ。

武家閑談ニ云、島原ノ役ニ御旗本浪人細井喜三郎、功アリテ召返サル。此者甲州ニ在リ。ハノ宮ニ昵近シ歌道ヲ習熟セリト有ル如ク、本州ニモ御指南ヲ被ムリシ者多シ。今此州ノ隣國ニ勝リテ歌道ノ行ハル、事ハ、親王ノ十七年間御座タリシ遺風ト聞エタリ。

興因寺の僧のほかにも、蓮栖・細井喜三郎といった人物が、良純法親王をお慰めし、和歌を教わったという。十七年の間に、良純法親王はさまざまな伝承を甲州に残し、文学の蘊郁たる薫を残したのであった。

四 そして帰洛

良純法親王が配流となつた翌年、すなわち寛永二十一年（一六四四）には、明正天皇が讓位して後光明天皇が即位している。慶安四

年（一六五二）四月には、徳川家光が五十一歳で没し、五月には後水尾上皇は落飾し法皇となつてゐる。承応三年（一六五四）には、後光明天皇が若くして薨去し、後西天皇が即位。時代は着実に良純法親王を忘れつつあつた。

良純法親王もひなびた甲斐の国で、もはや穠やかな日々を過ごすようになつていたに違いない。「なまよみ」の甲斐の人になりおおせていたともいえる。ちなみに承応四年（一六五五）には、甲斐国西八代郡上野村薬王寺に赴いている。その折、法親王が見物していたため、祭りの御輿が川を渡るといふことがあつたといふ。以後、市川大門町では、御輿が川を渡ることが慣例となり、現在まで続いている。

かつて良純法親王が門跡であつた知恩院の方では、明暦二年（一六五六）五月八日、後水尾法皇皇子栄宮が入室、得度している。知恩院門跡第二世尊光法親王である。すでに知恩院と良純法親王との関係は断ち切られていたのである。そして良純法親王の例に倣い、尊光法親王も、將軍家の猶子となる。明暦三年（一六五七）には尊光法親王と將軍家との対面も滞りなくすんでいく。

良純法親王が甲斐にゐる間、時代は着々と展開していった。ほぼ忘れられたかみえる法親王であつたが、ついに罪科は許されることになる。『敝有院殿御実紀』から該当の部分を用いておこつ。

万治二年（一六五九）

四月二十八日

勤修寺右中弁経慶へ二百石。鷲尾侍從隆尹へ百石方領給はるべき旨。並に高倉前中納言永敦卿新院伝奏の事。伏原大藏卿賢忠院參の事。八宮良純法親王（後水尾院皇子）

東照宮御猶子。知恩院門主。寛永廿年十一月十一日甲州天目山へ配流（通塞免許の事。伝奏衆へ仰つかはさる。）

六月二十七日に帰洛。泉涌寺山内新善光寺に住すという。寛文四年（一六六四）には、北野に移り住み遷俗し、以心庵と号したという。寛文九年（一六六九）八月一日薨去。三日、泉涌寺に葬られた。

泉涌寺の奥に、月輪御陵がある。後陽成天皇の灰塚、後水尾天皇（延宝八年（一六八〇）薨去）の九重塔などがあるが、それより、さらに山へ入ったところに、良純法親王の墓所はある。知恩院の墓域には、代々の知恩院宮の墓所があるが、皇室の墓所である泉涌寺に葬られたところに、その晩年の位置付けを窺い知ることができる。はるかに時は下り、明和五年（一七六八）の八宮百回忌にあたり、本位に復され、無礙光院と追諡された。現代に至り、甲斐の国には、その存在を推測させるものはいくつがあつて、いまだに親しみを感じているようである。種々の伝承のなかに、良純法親王の姿を垣間見ることができるが、わびしき山峡での生活がいかなる文学作品をもたらしたのかは、これから具体的に考証し、位置付けていかねばならないことである。

藪内彦瑞編『知恩院史』（知恩院、昭和十二年）による。

『大日本史料』（東京大学史料編纂所、平成十二年）による。
と。同。

『本朝皇胤紹運録』（群書類従）5 群書類従刊行会、昭和七年（一九三二）。

『国史大系』（吉川弘文館、平成十年）による。

甲斐叢書十一卷（第一書房、昭和四十九年）による。

『稿本秋元家甲州郡内治績考』（都留市教育委員会、昭和四十一年）による。

静岡県立図書館久能山文庫蔵。

『知恩院史』、「元禄十一年四月書翰」、「堅誓大僧正任官記」による。

〔付記〕本稿をなすにあたりまして、資料の閲覧をお許しくださいました関係各位に篤く御礼申し上げます。